

基本目標
3

ともに支え合い、安全で、安心して暮らせるまち

重点目標**3-1** ▶ ともに支え合って暮らしているまち

個別目標
3-1-1 地域住民が互いに支え合い、人にやさしい福祉のまちづくりに取り組んでいる

個別目標を達成するための基本的な考え方

少子高齢化が急速に進むと同時に、核家族化の進行、地域意識の希薄化が叫ばれる中、家庭や地域において、支え合う力が弱まりつつあります。特にひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見られる中、いざというときに地域住民が相互に支え合い、助け合える環境を構築しておくことが非常に重要となります。

本市では、平成21年に「ともに支え合い、安心して暮らせるまち」を理念とした地域福祉計画を策定し、地域の関係団体等と効果的な連携を図りながら「人にやさしい福祉のまちづくり」を目指しています。

また、本市には各地区に地区社会福祉協議会*が設置されており、ボランティアなどの市民活動を通して、高齢者や障がい者、子育て家庭が持つ生活課題の解決に向けた支援に取り組むなど、地域福祉を推進しています。

今後は、各地区の現状と課題に即したきめ細かな対応ができるよう関係団体等の効果的な連携を進めるとともに、住民が日頃から互いにふれあいやつながりを持って助け合うことができるよう、「地域のきずな」を大切にするコミュニティづくりを促進します。

目標
3-1-1 成果指標

目標の達成度を測る指標	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 「地域に密着した福祉サービス」の満足度 (市民意識調査)	34.7%	50%	56%
成果指標2 地区社会福祉協議会の数	17	19	19
成果指標3 見守りボランティア*数	1,681人	2,020人	2,200人

目標

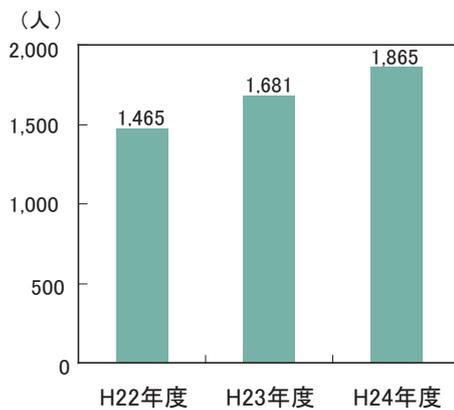
3-1-1 実現するための主要施策

<p>施策1【重点テーマ2-1】 地域主体の支え合い活動の推進</p>	<p>◆地域のつながりを大切にしながらお互いができることを持ち寄り、地域住民とともに地域福祉計画の見直し等を行い、地域福祉の充実を図ります。</p>
<p>施策2 福祉ボランティアの育成</p>	<p>◆一人暮らしの高齢者世帯などに対し、さまざまな角度からの見守りや必要とされる情報提供などができるよう、福祉ボランティアの育成や見守りネットワークの構築を図ります。</p>
<p>施策3 地域福祉のコミュニティ体制の推進</p>	<p>◆地域の福祉に関して、住民自らが考え、話し合い、支え合う市民主体のまちづくりができる体制づくりを推進します。</p>

目標

3-1-1 市民としてできること

地域における福祉のまちづくりの役割を認識し、地域の一員として共に支え合えるような関係づくりを心がけます。



▲見守りボランティア数の推移



▲子どもの見守り活動



▲見守り訪問活動

用語解説

- 地区社会福祉協議会** 地域の実情に応じた地域福祉活動を推進するための活動を展開する任意団体。地域に身近な福祉拠点として、地域福祉ニーズの把握・住民への福祉啓発・地域ボランティアの育成などを行っている。平成24年4月現在、市内19地区に設置されている。
- 見守りボランティア** 地域のボランティアとして、民生委員・児童委員や福祉協力員と協力して、地域の援護を要する人々を早期に発見し、見守りのネットワークにつないでいく活動を行っている。

基本目標3 ともに支え合い、安全で、安心して暮らせるまち

重点目標3-1 ともに支え合って暮らしているまち

個別目標
3-1-2 **障がいのある人が、安心して自立した生活を送っている**

個別目標を達成するための基本的な考え方

障がいのある人が有する能力と適性に応じ、自立した生活を営むことができる社会の実現が求められています。平成24年6月に定められた障害者総合支援法*にもあるように障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現していくためには、社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去を行っていく必要があります。

本市では、今後とも、障がいのある人が地域で自立した生活を営むために、障がい福祉サービスの充実に取り組むだけでなく、障がい者団体、事業所、住民、NPOなどと連携を図り、地域社会への参加や就労機会の確保、地域全体で障がいのある人の生活を支援する社会の形成に取り組めます。

目標
3-1-2 **成果指標**

目標の達成度を測る指標	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 就労移行支援事業の利用者数	136人	166人	184人
成果指標2 ケアホーム*やグループホーム*への入居者数	115人	167人	183人



▲就労移行支援事業所での活動



▲宮崎市総合発達支援センターでの活動

目標

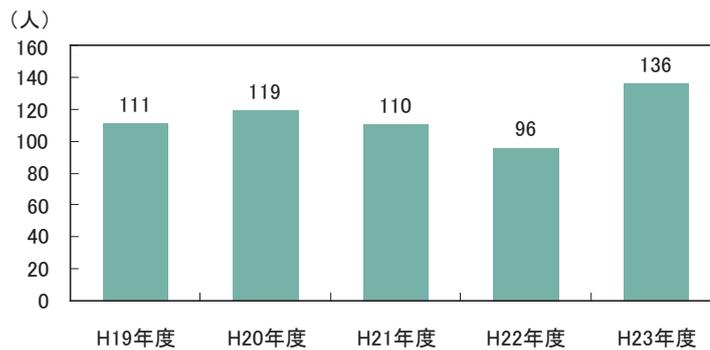
3-1-2 実現するための主要施策

<p>施策1 相談体制や福祉サービスの充実による生活の支援</p>	<p>◆ 障がいのある人が安心した生活を営むために、関係機関と連携し、福祉サービスの充実や相談体制の強化を図ります。また、地域や障がい福祉サービス等事業所と連携し、災害時における障がい者支援の体制づくりに取り組みます。</p>
<p>施策2 障がい者の就労・社会参加の促進</p>	<p>◆ 障がいのある人が自立した生活を営むために、継続的、安定的な雇用を推進し、就労支援体制を強化します。また、移動支援や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動への支援を行い、社会参加を促進します。</p>
<p>施策3 障がい者と共に支え合う地域づくりの推進</p>	<p>◆ 福祉教育や障がい者理解の広報・啓発活動を積極的に行っていくことで、障がい者への理解を深め、共に支え合う地域づくりを推進します。</p>

目標

3-1-2 市民としてできること

障がい者との共生社会を実現していくため、障がい者に対する理解を深めるとともに、ボランティア活動などへの積極的な参加に努めます。
障がいのある人は持てる能力を最大限活用して、社会参加に努めます。



▲就労移行支援事業の利用者数の推移

用語解説

- 障害者総合支援法** 障がい者との地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために設けられた法律で、一部を除き平成25年4月1日に施行される。
- ケアホーム** 共同生活介護施設。障がい程度区分が区分2以上に該当する身体障がい、知的障がい及び精神障がいを持つ人が対象。主として夜間に、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活の支援を行う。
- グループホーム** 共同生活援助施設。障がい程度区分が区分1以下に該当する身体障がい、知的障がい及び精神障がいを持つ人が対象。主として夜間に、共同生活を営む住居において相談その他の日常生活上の支援を行う。

個別目標
3-1-3 高齢者が、安心して自立した生活を送っている

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市においても高齢化率は年々上昇傾向にあり、今後も加速することが見込まれています。また、核家族化の進行に伴いひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加することから、地域における高齢者の見守り体制の整備が不可欠となります。

高齢者が、いつまでも健康でいきいきと暮らすためには、心身の健康づくりや介護予防に加え、豊かな経験や知識を生かしたボランティア活動や生涯学習へ参加するなど、生きがいをもつことが重要です。

本市では、高齢者の生きがい・健康づくりを支援するとともに、在宅での生活を維持するためのサービスを提供します。また、介護や支援が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括支援センター*を中心に地域包括ケアシステム*の構築を目指すとともに、介護保険制度の円滑な運営を図るため、適切なサービスの提供に努めます。

さらに、経済的な理由や家族等の支援が困難な高齢者のために施設福祉サービスを提供します。

目標
3-1-3 成果指標

目標の達成度を測る指標	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 要介護・要支援認定者のうち施設サービスを利用していない在宅で生活する高齢者の割合	74.56%	76.22%	80.50%
成果指標2 さんさんクラブ*活動延べ参加人員	199,463人	219,000人	220,000人
成果指標3 介護予防事業参加者数	36,574人	50,000人	58,000人



▲さんさんクラブスポーツ大会



▲さんさんクラブ大会

目標

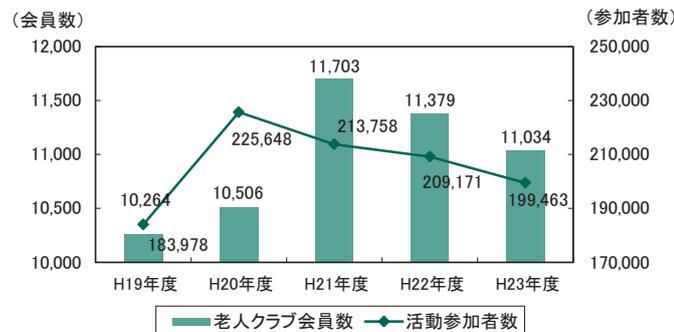
3-1-3 実現するための主要施策

<p>施策1 地域支援体制の充実</p>	<p>◆地域包括支援センターを中心として、地域の保健・福祉・医療サービスや民生委員・児童委員、ボランティアといった社会資源を連携させるためのネットワークの強化を図り、認知症高齢者を支援するとともに、在宅福祉サービスを提供します。</p>
<p>施策2【重点テーマ1-1】 介護予防の推進</p>	<p>◆げんかつ高齢者*（要介護状態等に陥るおそれの高い高齢者）を把握し、介護予防プログラムの利用を促します。また、いきがい運動指導員による健康運動教室や、低体力高齢者を対象とした事業を通して介護予防を推進します。</p>
<p>施策3【重点テーマ1-1】 高齢者の生きがいがづくり支援</p>	<p>◆老人クラブの組織強化や後継者の育成を行うとともに、新規クラブの結成や新規加入者の増加を図るほか、交流の場を提供するなど外出や社会参加の促進に取り組みます。</p>
<p>施策4 介護保険制度の適切な運営</p>	<p>◆介護保険制度を円滑に運営するため、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、計画に沿って適切な介護サービスの提供を行います。</p>

目標

3-1-3 市民としてできること

日常的に健康状態等の把握に努め、健康・体力づくり及び介護予防を心がけます。
 高齢になっても社会とのつながりの中でいきいきと暮らせるよう、これまでの知識や経験を生かし地域の身近な活動に参加するよう努めます。



▲老人クラブ活動参加者数の推移

用語解説

- 地域包括支援センター** 地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していく機関。
- 地域包括ケアシステム** 高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する環境。
- さんさんクラブ** 老人クラブの愛称。宮崎市老人クラブ連合会（愛称：さんさんクラブ宮崎市）として組織され、生きがいや健康づくりといった高齢者自身の生活を豊かにする活動や、奉仕活動、友愛活動、環境美化、文化伝承、世代間交流などの地域に貢献する活動に取り組んでいる。
- げんかつ高齢者** 国の介護予防事業では、一般の高齢者を対象とした一次予防事業と要支援・要介護状態となる恐れの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者を対象とした二次予防事業を実施している。この二次予防事業の対象者を親しみのある名称として、宮崎市では「いつまでも元気で活動的であってほしい」という願いをこめて、この通称を用いている。

個別目標
3-1-4 安心して子どもを産み、健やかに子育てできる環境が整っている

個別目標を達成するための基本的な考え方

核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域における互助機能の低下など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。とりわけ急速な少子化の進行は、社会経済や社会保障制度など、社会全体に与える影響が大きいことから、その対策が急務となっています。

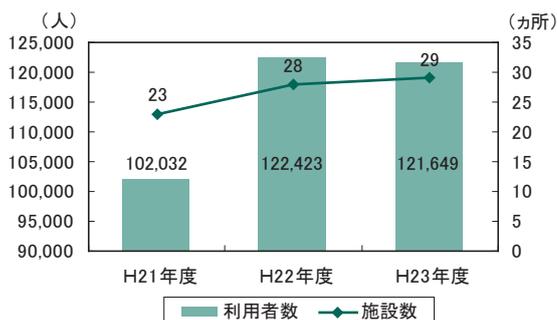
こうした社会状況の中にあっても、子育ての主体が保護者にあることには変わりはありませんが、今後はこれまで以上に社会全体で子どもを守り、子育てを支援することが求められています。

このような中、本市では、健やかな妊娠・出産のため、そして育児をサポートするための保健事業を展開しています。また、子育てをしている親の育児不安などを軽減するための取り組みや、安心して就労できるための延長保育をはじめとする特別保育*、児童クラブなどの事業を行うとともに、子育て中の保護者の経済的な負担を軽減するために、医療費の助成や保育料の軽減などを実施しています。

今後は、これらの事業の充実を図るとともに、子育て中の親子同士の交流や地域の子育てを支援する仕組みづくり、父親の育児参加の促進、児童虐待を未然に防止する体制づくりを重視し、安心して子どもを産み、健やかに子育てできる環境を整備します。

目標
3-1-4 成果指標

目標の達成度を測る指標	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 地域子育て支援センター*利用者数	121,649人	120,000人	120,000人
成果指標2 延長保育実施箇所数	104箇所	106箇所	113箇所
成果指標3 乳児訪問*実施率(ハイリスク*等)	50% (H22年度)	75%	100%



▲地域子育て支援センター利用者数の推移



▲児童クラブで過ごす子ども達

目標

3-1-4 実現するための主要施策

<p>施策1【重点テーマ1-2】 子育て支援機能の充実</p>	<p>◆地域子育て支援センターの機能充実を図り、地域の人と子育て親子の交流を促進するとともに、父親が育児に参加するための支援を行います。</p>
<p>施策2 家庭児童相談*体制の強化</p>	<p>◆子どもの福祉向上のため、様々な相談に対応できるよう職員の資質向上に努め、家庭児童相談体制の強化を図ります。 ◆児童虐待の早期発見・早期対応や未然防止を図るため、地域の児童委員や保育園、学校などの関係機関と連携し、地域全体で支援する体制を整えます。</p>
<p>施策3【重点テーマ1-2】 ワーク・ライフ・バランス*を支える保育サービスの充実</p>	<p>◆保育需要の高まりや就労形態の多様化に対応する保育環境を維持するため、認可保育所入所の円滑化を図るとともに、特別保育や病児・病後児保育、障がい児保育を実施します。 ◆児童クラブについては、施設整備等により待機児童の解消を図ります。</p>
<p>施策4 子育て家庭の経済的支援</p>	<p>◆児童手当や乳幼児医療費助成等による子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。</p>
<p>施策5 母子保健個別支援体制の充実</p>	<p>◆地域との連携を図りながら、妊産婦、乳幼児に対する訪問・相談・健診等、母子保健事業を通じて、個別支援の充実に努めます。</p>

目標

3-1-4 市民としてできること

地域の子どもは地域が育てるという意識をもち、身近な子どもたちの見守りや子育て支援ボランティア等への参加に努めます。
子育て家庭は、地域の子育て事業等に積極的に参加するよう心がけます。

用語解説

- 特別保育** 保育所が行う通常保育（月曜から土曜日の1日11時間の保育）以外に、多様化する保育需要に対応するもので、主に、延長保育（保護者の勤務時間の都合等により、通常保育の1日11時間を超える保育）や、一時保育（保育所に入所していない児童であっても保護者の病気その他の理由により一時的に行う保育）、休日保育（日曜日や祝日の保育）などを指す。
- 地域子育て支援センター** 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を目的として設置。主な役割として、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談援助、子育てや子育て支援に関する講習等の実施など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。
- 乳児訪問** 保健師や助産師等が赤ちゃんのいる家庭を訪問し、発育状態や育児についての相談に応じるとともに、母子保健事業等の紹介や育児に関する助言や指導を行う。
- ハイリスク** 若年産婦、低出生体重児等で、支援の必要性の高い者。
- 家庭児童相談** 家庭は児童育成の基盤であり、児童の人格形成にとって極めて大きな影響を及ぼすものであるため、特に家庭における人間関係の健全化や児童養育の適正化などを行うことを目的に行われる相談。現在、本市では家庭児童相談室を設置し、3名の家庭相談員が相談にあっている。
- ワーク・ライフ・バランス** 仕事と生活の調和。わが国では、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を策定し、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指している。

個別目標
3-1-5

社会保障が充実し、安心した生活を送っている

個別目標を達成するための基本的な考え方

本格的な人口減少・少子高齢社会の到来を迎え、国において年金、医療、介護などの社会保障制度改革が検討されています。社会保障制度が将来にわたり安定的に持続されるためには、国民一人一人が制度を正しく理解する必要があります。

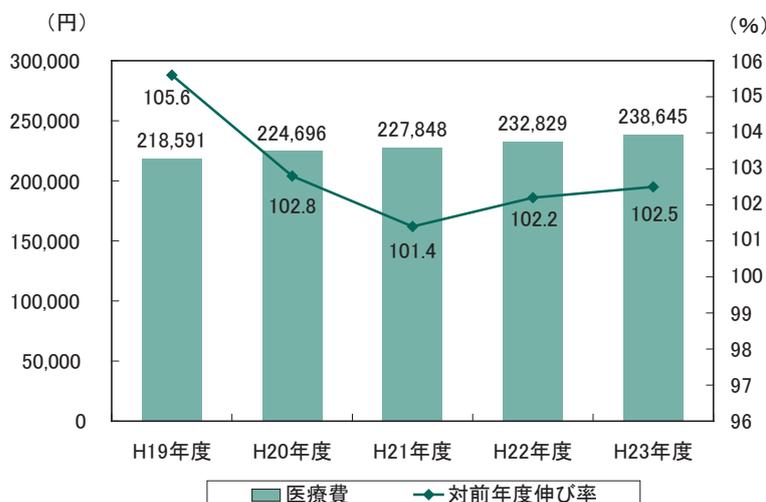
本市においても、国民健康保険制度を安定して運営できるよう、健康診査や保健指導など市民の健康維持・増進に向けた取り組みを積極的に展開するとともに、市民に適正な受診を促し医療費の抑制に努めます。

また、社会保障制度の最後のセーフティネットである生活保護制度においては、本市の生活保護率は県平均よりも高く、社会経済の低迷に伴い増加傾向にあります。このため、個々の状況に応じた適正な支給に努めるとともに、関係機関との連携を深め、自立に向けた就労支援を強化します。

目標

3-1-5 **成果指標**

目標の達成度を測る指標		現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1	一人当たりの医療費 (国民健康保険)	238,645円	258,000円	266,000円
成果指標2	生活保護受給者で就労支援により就労開始した人数	154名	250名	300名



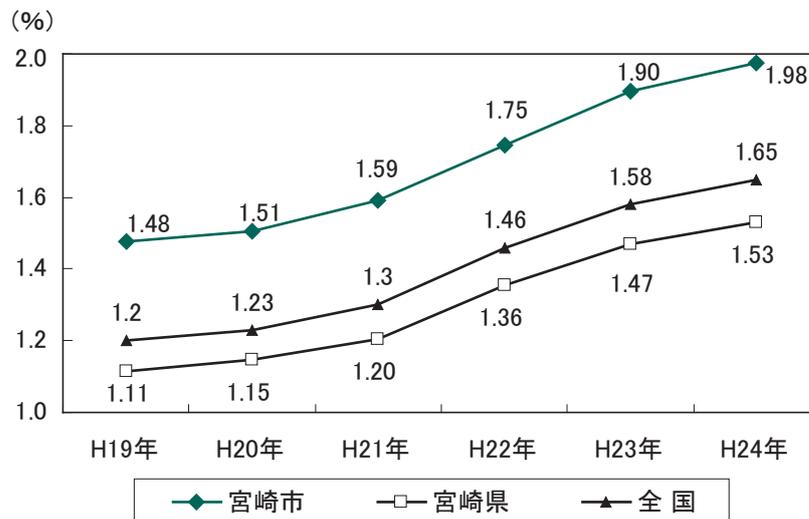
▲国民健康保険加入者一人当たりの医療費 資料：国保年金課

目標 3-1-5 実現するための主要施策

施策1 国民健康保険制度の安定した運営	◆国民健康保険制度により、病気やけがに対する各種の医療給付を行います。また、特定健診・特定保健指導*により、国保加入者の健康維持・増進を図るとともに、ジェネリック医薬品*の使用促進、重複・頻回受診者への訪問指導により、医療費の抑制と国保財政の安定化を図ります。
施策2 後期高齢者医療制度*の円滑な運営	◆後期高齢者医療制度については、広域連合と協力し、円滑な運営に努めます。
施策3 生活保護の適正実施と就労支援	◆失業や疾病などで生活に困窮している人に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに自立に向けた支援を行います。また、引き続き不正受給の防止を図ります。

目標 3-1-5 市民としてできること

国民健康保険制度について理解を深め、医療機関の適正な受診を心がけます。また、日頃から健康的な生活習慣づくりに取り組み、健康の維持・増進を図ります。



▲生活保護率の推移 (各年4月1日現在) 資料：社会福祉課、生活保護速報(国)

用語解説

- 特定健診・特定保健指導** 平成20年度から医療制度改革の一環として、医療保険者が被保険者の健診を実施している。健診結果により対象者へ特定保健指導を実施している。
- ジェネリック医薬品** 新薬(先発医薬品)の特許期間終了後に製造・販売が認められた後発医薬品のこと。新薬に比べて開発期間が短くコストも抑えられるため、同じ成分・同じ効き目でも新薬より低価格になる。また、新薬と同じように品質や安全性は厳しくチェックされている。
- 後期高齢者医療制度** 平成20年度から医療制度改革の一環として創設された、75歳以上の後期高齢者等を対象とする医療制度。

重点目標3-2 健康に暮らせるまち

個別目標 3-2-1 生涯を通して、心身ともに健康に暮らしている

個別目標を達成するための基本的な考え方

食生活やライフスタイルの多様化などに起因する、がん、脳血管疾患や心疾患、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）*などの生活習慣病*が増加傾向にあります。また、社会情勢が急速に変化したことなどにより、うつ病などストレスによる精神疾患の増加なども社会的な問題となっています。

生涯を通して心身ともに健康に暮らすためには、日ごろの健康管理と併せて、自らの力と社会全体の支援による健康づくりに取り組むことが重要です。

本市では、健康診査などによる疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、市民の健康づくりを支援する疾病予防対策を充実します。

また、市民に健康管理に係る適切な情報提供を行うとともに、家庭、地域、職場などと連携を図りながら市民一人一人の健康づくりへの取り組みを推進します。

目標 3-2-1 成果指標

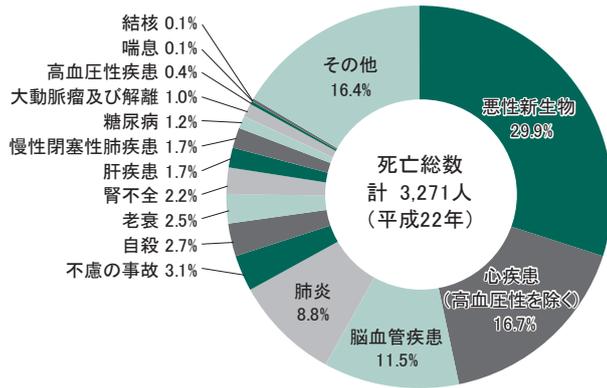
目標の達成度を測る指標	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 自分の健康状態に満足している人の割合 (市民意識調査)	63.1%	67%	70%
成果指標2 いきいきと過ごせている人の割合 (市民意識調査)	75.9%	78%	80%
成果指標3 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の割合	14.4%	12%	10%

目標 3-2-1 実現するための主要施策

<p>施策1【重点テーマ1-1】 一人一人の健康づくりの取り組みの推進</p>	<p>◆市民一人一人の健康づくりを社会全体で支援するため、家庭、地域、職場、行政などの健康づくりの取り組みを推進し、その連携を図ります。</p>
<p>施策2【重点テーマ1-1】 生活習慣病予防対策の推進</p>	<p>◆市民が、自らの健康づくりに主体的に取り組めるように、個々に応じた健康や運動に関する情報を提供するとともに、情報入手が困難な市民や健康診査受診後の要指導者に対し、訪問指導を実施します。</p>

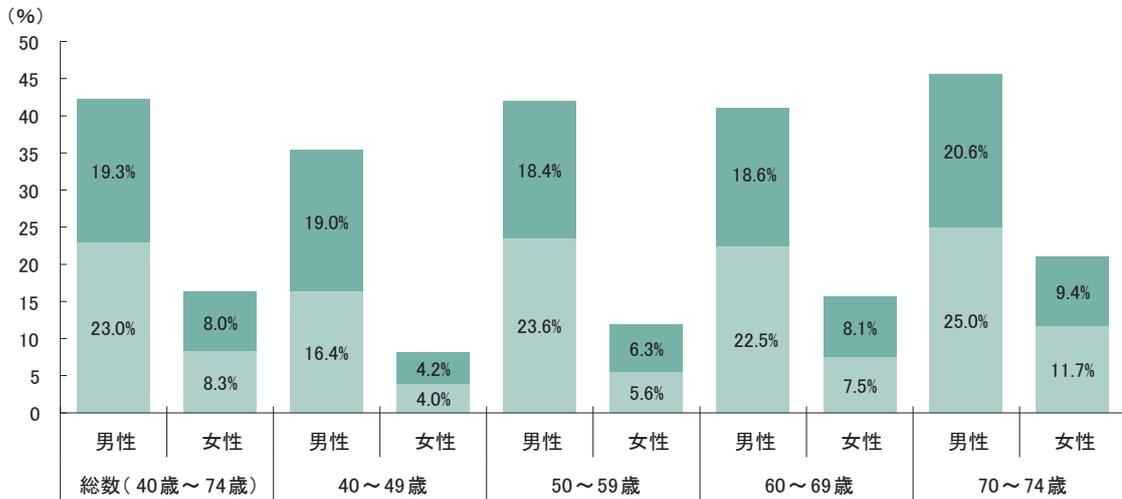
目標 3-2-1 市民としてできること

日ごろから健康管理に留意し、自分にあった健康づくりに努めるとともに、生活習慣病の予防を心がけます。



▲死亡総数に占める主要死因の割合
出典：人口動態調査

▲がん検診（集団健診）



■メタボリックシンドロームが強く疑われる人 ■メタボリックシンドロームの予備群と考えられる人

▲メタボリックシンドロームの状況（平成23年度） 資料：国保年金課

用語解説

- メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）** 働き盛りの人々を心疾患等から予防するために生まれた概念で、内臓脂肪の蓄積（腹囲が男性85cm、女性が90cm以上）があり、脂質異常・高血圧・高血糖のうちいずれか2つ以上の項目に該当する場合に診断される。
（血中脂質：中性脂肪150mg/dl以上またはHDLコレステロール40mg/dl未満、
血圧：収縮期血圧130mmHg以上または拡張期血圧85mmHg以上、血糖：空腹時血糖値110mg/dl以上）
- 生活習慣病** 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

個別目標
3-2-2 安心して医療を受けることができる

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市の医療環境は、病院・診療所などの医療施設数や医師・看護師などの医療従事者数において、一定の基準内に整備された状況にあります。また、救急医療面においても、初期救急医療施設*の宮崎市夜間急病センターや二次救急医療施設*の宮崎市郡医師会病院、宮崎市立田野病院等の救急告示施設、小児救急医療施設の宮崎市小児診療所などが設置されており、市内のみならず県内の他市町村からも多くの患者を受け入れています。

しかしながら、少子高齢化の進展や健康意識の高揚などを背景に、医療に対する市民のニーズは多様化・高度化し、医療の信頼に対しても厳しい目が向けられています。

また、東日本大震災を受け、大規模災害に適切に対応できるだけの地域・救急医療体制の確保や機能の充実が求められています。

このようなことから、本市では、市民が安心して必要なときに良質かつ適切な医療サービスを楽しむことができるよう、医師会等の医療関係団体や病院等の医療機関及び県や他の自治体との連携を図りながら、時代の変化に対応した地域医療や救急医療、災害時医療体制の整備・充実に努めます。

目標
3-2-2 成果指標

目標の達成度を測る指標	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 「医療体制・施設の充実」の満足度(市民意識調査)	38.9%	44%	50%
成果指標2 病院・診療所の管理運営基準*適合率	86.2%	92%	95%



▲リニューアルした市立田野病院

目標

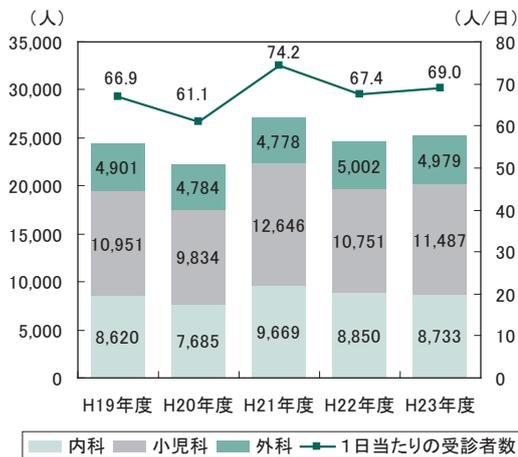
3-2-2 実現するための主要施策

<p>施策1【重点テーマ1-1】</p> <p>地域医療・救急医療・災害時医療体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療関係団体や医療機関及び県や他自治体との連携を強化し、市民が安心して医療を受けることができる体制の確保と充実を図ります。 ◆休日在宅当番医などの生活に密着した医療機関情報を、市民へ分かりやすく提供します。 ◆宮崎市郡医師会病院等の災害拠点病院*が、災害時においても機能を維持できるように、宮崎市郡医師会をはじめとした関係機関と連携を密にし対応していきます。
<p>施策2</p> <p>医療機関等の指導監督及び医療相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆良質かつ適切な医療サービスが市民へ提供されるよう、病院、診療所及び薬局等に対する立入検査や指導を強化します。 ◆市民からの医療に関する相談に適切に対応できるよう、医療相談体制の充実を図ります。

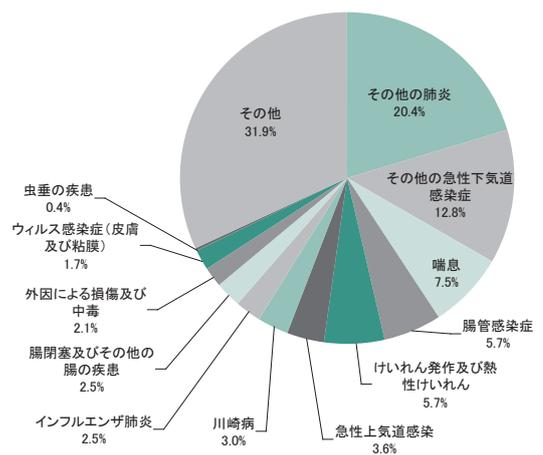
目標

3-2-2 市民としてできること

いざというときに適切に受診の判断ができるよう、日常的に自分の健康状態を把握するとともに、医療に関する正しい知識を身に付けます。
 日常的に健康について気軽に相談できるかかりつけ医を持つよう努めます。



▲夜間急病センター受診者の状況



▲小児診療所 主要疾患割合 (平成23年度)

用語解説

- 初期救急医療施設 (一次救急医療施設) 主として入院治療を必要としない軽度の救急患者の治療を行う施設。
- 二次救急医療施設 休日・夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を行う施設。
- 病院・診療所の管理運営基準 医療法等の法令で規定された、病院・診療所における管理運営体制や構造設備に関する基準。
- 災害拠点病院 災害時における救急患者の受け入れや地域の医療機関への支援等を行う病院。

個別目標
3-2-3 健康危機管理体制が確立され、安心して暮らしている

個別目標を達成するための基本的な考え方

新型インフルエンザや結核などの感染症の発生が国内においても危惧されており、健康危機を予測し、防止するためには、予防接種率の向上はもちろんのこと、発生直後の初動体制及びその後の市民の健康と安全の確保、感染者への対応体制を確立する必要があります。

一部の感染症は、人やモノの動きが広域化・国際化していることを背景に、世界各地へと瞬く間に広がるのが懸念されています。感染症はひとたび発生して拡大すると、個人の健康のみならず、社会全体に深刻な影響を及ぼす恐れがあり、感染症の集団感染やまん延を最小限に抑える健康危機管理*体制の構築が求められています。

本市では、院内・施設内感染対策の支援や、健康教育や出前講座の開催及び予防ワクチンの接種勧奨等により市民の感染症に対する理解を促すとともに、感染症危機管理チーム*の対応訓練や非常時に備えた計画的な物品の確保など、緊急時の保健活動が的確に行われるよう、感染症対策を柱とした健康危機管理体制の確立に取り組めます。

目標
3-2-3 成果指標

目標の達成度を測る指標		現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1	MR(麻しん・風しん)ワクチンの定期予防接種率	95%	98%	100%
成果指標2	結核検診(巡回検診)の受診者数(65歳以上)	13,499人	18,000人	20,000人



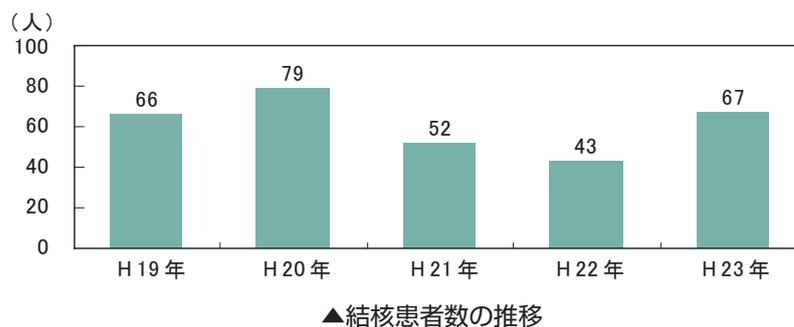
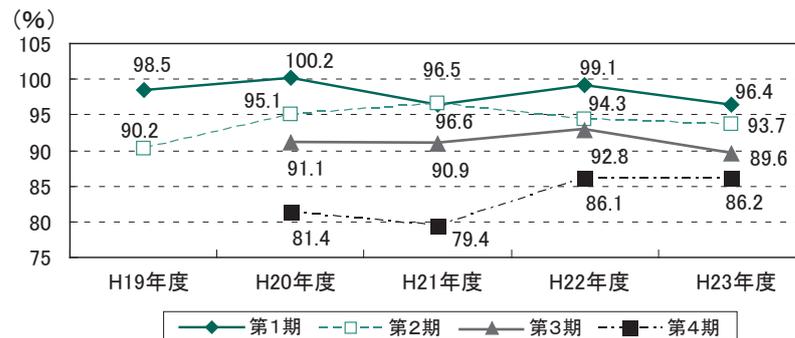
▲施設職員を対象に実施した感染症講習会

目標 3-2-3 実現するための主要施策

施策1 健康危機管理体制の確立	◆重大かつ緊急性のある感染症が発生し、または発生の恐れがある場合など、速やかに感染症危機管理体制が始動できるよう、人材の育成や対応能力の向上を図ります。
施策2 総合的な予防対策の推進	◆感染症予防対策として、院内・施設内感染症対策の支援、市民の知識や意識の向上を目指した健康教育、結核検診の受診率の向上を図ります。また、定期予防接種における接種率向上を目指し、対象者への接種勧奨を行います。 ◆感染拡大防止においては、原因究明のための疫学調査※、感染者の早期発見を目的とした接触者健康診断などを徹底し、感染症のまん延を抑止していきます。

目標 3-2-3 市民としてできること

感染症等に関する正しい知識を身につけ、適切な予防や患者・家族等への差別や偏見の排除に努めます。



用語解説

- 健康危機管理** 感染症、医薬品、食中毒、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態を「健康危機」といい、それに対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する諸業務を「健康危機管理」という。
- 感染症危機管理チーム** 感染症発生時に感染原因の究明、患者等の医療の確保、感染拡大防止等の措置を講ずるため設置する宮崎市感染症対策会議内に設置され、感染症危機管理の実務を行う。
- 疫学調査** 集団を対象として、人間の健康及び病気の原因を宿主・病因・環境等の各面から包括的かつ統計的に研究・調査する方法。

個別目標 3-2-4 食育を通して豊かな人間性を育み、健全な食生活が実践できる

個別目標を達成するための基本的な考え方

食は人間の命と健康の源であり、心豊かな暮らしの実現に欠かすことのできない要素です。しかしながら、ライフスタイルの多様化や食生活の変化に伴い、栄養バランスの悪化や朝食の欠食*、孤食*など、食生活習慣の乱れが見られ、生活習慣病の増加や子どもの健やかな成長に影響を与えるなどの問題が生じています。

また、食生活は飽食と言われるほど豊かになっていますが、食べ残しや調理くずを廃棄するなど、食糧資源の浪費が進んでいるため、基本的な食の大切さを見直す必要があります。

このような状況を踏まえ、本市では、健全な食生活が実践できるよう、市民の主体的な取り組みや食生活改善活動団体の支援・育成を進め、子どもたちが健康で豊かな人間性を育む基礎を身につけるとともに、子どもへの食育を通じて大人もその食生活を見直すことにつながるよう、学校や家庭、地域、保育所などの給食を提供する施設が連携し、一人一人が食に対する正しい知識を身につけ実践できるような取り組みを進めます。

目標 3-2-4 成果指標

目標の達成度を測る指標	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 朝食を食べる児童(小学5年生)の割合	98.2%	100%	100%
成果指標2 学校給食における宮崎県産食材の使用割合	39.8%	44.5%	45.0%
成果指標3 食生活改善推進員*の実施する健康料理教室などの参加者数	1,423人	1,600人	1,900人



▲食育に係るイメージ 資料：内閣府 食育ガイド



▲親子クッキング教室の様子

目標

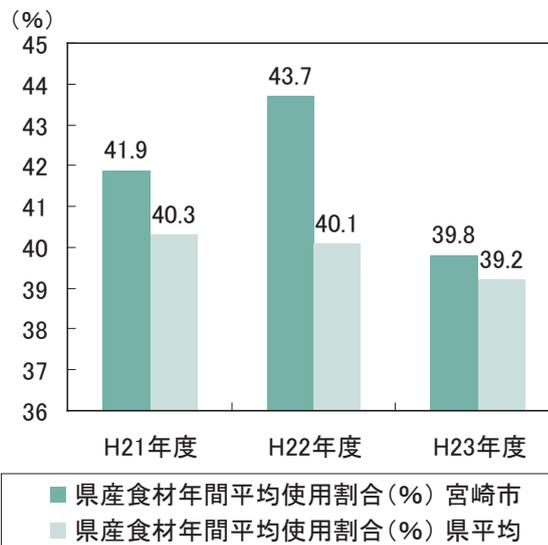
3-2-4 実現するための主要施策

<p>施策1 学校や保育所の給食を活用した食育の推進</p>	<p>◆安全でおいしい給食を提供するほか、夏休み親子料理教室の実施や地場産物を使った給食の提供など、学校や保育所の給食を活用した食育を推進します。</p>
<p>施策2 食生活改善活動の支援・育成</p>	<p>◆望ましい食生活を送れるよう、食生活改善推進員の育成を図り、食に関する指導の充実を図ります。</p>

目標

3-2-4 市民としてできること

食生活と健康に関する正しい知識を身につけるよう努めるとともに、健全な食生活の実践を心がけます。



用語解説

- 朝食の欠食** 朝食をとらないこと。また食事の内容が菓子、果物、嗜好飲料、サプリメント、栄養ドリンクのみの場合も欠食と定義している。(国民健康・栄養調査報告より)
- 孤食** 家族がそろって食事をせず、各自ばらばらな時間に食えること。家族団らんの場である食事が別々ということは、家族の交流の機会が損なわれることになる。
- 食生活改善推進員** 保健所で行う「食生活改善ボランティア養成講座」の修了者で、健康料理教室などの食を通じた地域における健康づくり活動を推進する人。

重点目標3-3 災害に強いまち

個別目標 3-3-1 防災意識が高く、地域で防災活動に取り組んでいる

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市は、集中豪雨や台風の常襲地域であるとともに、南海トラフを震源とする巨大地震及びそれに伴う津波被害が想定されるなど、自然災害の脅威にさらされており、平成23年の東日本大震災により、自然災害の脅威をあらためて痛感させられたところです。このような中、津波避難所確保に向けて自治会等が積極的に活動するとともに、防災訓練、出前講座などへの参加者が増えるなど、市民の防災意識は確実に高まりつつあります。

災害による被害を最小限に抑えるためには、防災行政機関の取り組みはもとより、子どもから大人まで市民一人一人が「自分のいのちは自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災意識を高め、日頃から緊急時に備え災害対応力を高めておくことが重要です。

また、今後、高齢者や障がいのある人などの災害時要援護者*の増加が予想されるため、各地域において災害に対する自助・共助の体制を強化し地域の防災力を一層向上させる観点から、地域における災害時要援護者の避難支援体制の充実に努めるとともに、引き続き自主防災組織*の結成を促進し、災害時に主体的に行動できるリーダーの育成を図ります。

さらに、地域防災の要となる消防団の役割は極めて重要であるため、消防団活動の広報や活動環境の整備、組織体制の強化を図るとともに、地域の実情に応じた消防団員の確保に努め、地域防災力の向上につなげます。

目標 3-3-1 成果指標

目標の達成度を測る指標		現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1	自主防災組織結成率 (全自治会数に対する)	76.4%	81%	83%
成果指標2	団員充足率 (消防団員条例定数*に対し)	95%	96%	97%



▲市民参加型の防災訓練

目標

3-3-1 実現するための主要施策

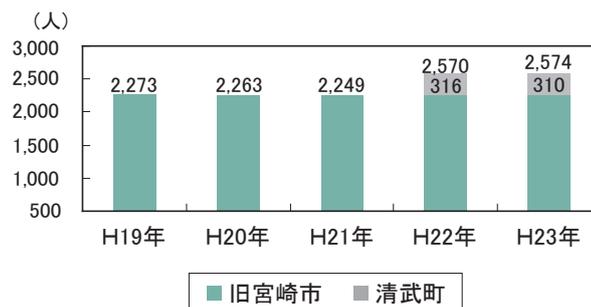
施策1【重点テーマ2-2】 防災意識の向上	◆出前講座や防災訓練などを活用し、市民の防災意識の向上を図ります。 ◆地域消防防災支援隊*員を市民が行う防災活動のアドバイザーとして育成し、地元消防団や地域センター等との連携を図ります。
施策2 防災教育の充実	◆防災教育の充実により、児童生徒の防災意識の向上を図ります。
施策3【重点テーマ2-2】 災害時要援護者避難支援体制の充実	◆要援護者の把握を行うとともに、地域における災害時要援護者の避難支援体制づくりをすすめます。
施策4【重点テーマ2-2】 自主防災組織の結成・育成	◆自主防災組織を結成していない自治会に対して結成を促進します。また、自主防災リーダー研修会等を通して、災害時に行動できる人材を育成します。
施策5【重点テーマ2-2】 消防団組織の強化	◆消防団員の活動支援や防災資機材の整備を行い、消防団の活性化を図りながら、消防団員の確保に努めます。

目標

3-3-1 市民としてできること

「自分のいのちは自分で守る」観点から、防災講座や防災訓練などへ積極的に参加するほか、様々なメディアから防災情報を収集し、自己の防災意識の向上に努めます。

「自分たちのまちは自分たちで守る」観点から、日ごろから地域防災に関心を持ち、自主防災組織づくりや防災活動への積極的な参加に努めます。



▲消防団員数の推移

用語解説

- 災害時要援護者** 災害発生時に自ら迅速かつ適切な行動を取ることが困難な人や災害情報が伝わりにくい人、また、定期的な医療行為を必要とする人など災害発生時に特別な配慮が必要な人をいう。例えば、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、保育園児・幼稚園児、小学生・中学生、日本語が不自由な外国人など。
- 自主防災組織** 自主防災組織とは、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（災害対策基本法5条第2項）のこと。具体的には「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、災害発生時、地域において、自発的に初期消火や救出・救護、集団避難、給水、給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。
- 消防団員条例定数** 消防団員の条例定数は、宮崎市職員定数条例で2,710人と定められており、成果指標の充足率はこれに対する割合を示したもの。
- 地域消防防災支援隊** 地域消防防災支援隊とは、消防団OB・消防職員OBを構成員とし、宮崎市内の地域住民の防災活動及び災害時の消防活動を支援することを目的に組織された団体のこと。

個別目標
3-3-2 消防・救急体制が充実している

個別目標を達成するための基本的な考え方

市民の生命や財産を火災から守り、複雑多様化する災害に迅速に対応していくため、消防用通信体制や消防施設等の整備を行うとともに、個々の消防職員の職務能力の向上により、消防力の強化を図ることが求められています。

また、高齢社会を迎え救急需要の増加が見込まれるため、医療機関との連携により救急救命士の技術の高度化や装備の充実など体制の強化を図るとともに、救命率の向上に大きく影響する応急手当の普及啓発に積極的に取り組みます。一方で、不要不急の救急要請が減少するよう、市民に対し適切な救急車の利用を促します。

火災予防については、消防法令*に違反している防火対象物*の違反是正に積極的に取り組むとともに、火災による被害の軽減化を図るため、引き続き住宅用火災警報器の設置を指導します。

目標
3-3-2 成果指標

目標の達成度を測る指標	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 応急手当受講者数*(累計)	82,194人	16万人	20万人
成果指標2 住宅用火災警報器の世帯設置率	75%	86%	90%
成果指標3 防火対象物の消防法令適合率	83%	93%	95%



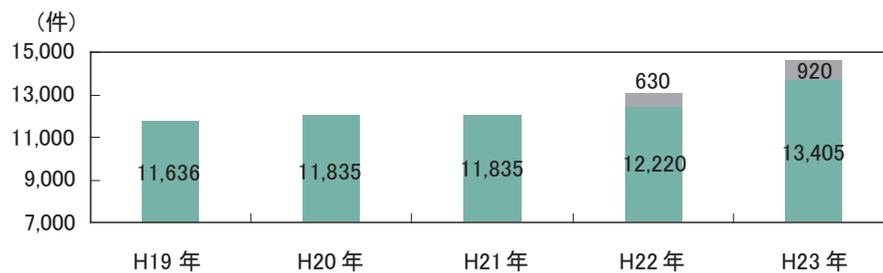
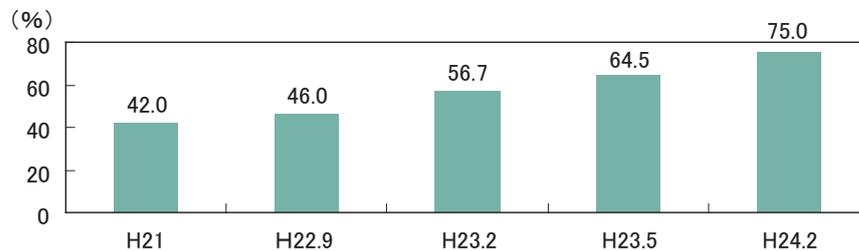
▲救急救命士の教育訓練

目標 3-3-2 実現するための主要施策

施策1 消防力の強化	◆消防施設等の計画的な整備に努めます。 ◆「人材育成指針」に基づき研修体制を充実させ、個々の職務能力及び消防力の強化を図ります。
施策2 救急体制の充実	◆救急救命士に対し計画的に教育訓練を行い救急体制の強化を図るとともに、応急手当の普及啓発、救急車の適正利用を積極的に推進し、円滑な救急業務が行える体制を維持します。
施策3 火災予防の充実	◆住宅用火災警報器設置義務の法令順守の指導強化及び違反防火対象物の是正推進により、市民及び観光客の安全と安心の向上を図ります。

目標 3-3-2 市民としてできること

日頃から防火意識を高め、火災予防を心がけます。また、積極的に応急手当の受講に努めるとともに、救急車の適正利用に取り組みます。



用語解説

- 消防法令** 消防法、消防法施行令、消防法施行規則、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、宮崎市火災予防条例など。
- 防火対象物** 建築物その他の工作物若しくはこれらに属するもの。
- 応急手当受講者数** 消防局で開催する応急手当講習会の受講者数で、平成29年度までに市民の約半数にあたる20万人の受講を設定している。

個別目標

3-3-3

防災のための体制や環境が整えられている

個別目標を達成するための基本的な考え方

東日本大震災のように大規模な地震・津波はもとより、台風や長雨による水害などの災害時には、初動時の迅速な防災行政機関の対応と住民の避難等の行動が重要であり、情報基盤の充実強化及び防災性の向上など適切に情報の収集発信を行える体制の整備や、自助・共助の取り組みと公助の連携体制を強化することが求められています。このような災害・緊急事態に備え、被害を最小限に食い止めることができるよう、災害予防体制、災害応急対策の充実を図ることが重要です。

また、開発等による市街地周辺農地の減少、中高層建築物の増加など、都市形態の変容に伴い災害も複雑多様化し、総合的な防災対策が求められています。

本市では、今後とも、まちの基盤づくりにおいて、市民の生命の安全を第一に考える防災の視点を再認識し、災害が起きた場合でも被害を最小限に抑えられる都市環境をつくることに努めます。

さらに、阪神・淡路大震災の建物被害調査では、建物の倒壊、半壊の被害は昭和56年以前に建築された建物に集中していたことから、法に基づき、耐震基準を満たさない既存住宅等の計画的な耐震化を進めるなど、災害に強いまちづくりを目指します。

目標

3-3-3 成果指標

目標の達成度を測る指標	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 耐震診断補助件数(累計)	109戸	310戸	400戸
成果指標2 宮崎市防災メール*登録者数	14,923人	30,000人	35,000人



▲総合防災訓練

目標

3-3-3 実現するための主要施策

<p>施策1【重点テーマ2-2】 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の推進</p>	<p>◆東日本大震災を踏まえて宮崎市の地震・津波対策を検討し、全庁的かつ計画的に推進します。</p>
<p>施策2 水害対策の推進</p>	<p>◆水害発生時の被害を最小限に抑えるため、国・県と協力し、河川・下水道施設等の整備を図るとともに、土地利用の適正誘導、雨水の貯留・浸透施設の普及促進、避難情報の提供などに取り組めます。</p>
<p>施策3 住宅・建築物の耐震化の促進</p>	<p>◆保育所、学校や病院などの特定建築物*や耐震基準を満たさない木造住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる地震に強いまちづくりを推進します。</p>

目標

3-3-3 市民としてできること

日頃から地域の状況に関心を持ち、災害危険箇所や避難所等について把握し、災害時に迅速・適切に行動できるよう備えます。

また、耐震診断・改修による住宅の安全性向上に努めるとともに、いざという時に互いに助けあえる近隣住民との関係づくりを心がけます。



▲洪水ハザードマップ

用語解説

■**宮崎市防災メール** 宮崎市が平成18年から行っている事業で、災害に関する様々な情報を携帯電話やパソコンのメール配信機能を利用して通知している。配信内容は、避難情報（避難勧告、避難指示）、気象情報（大雨、洪水、暴風、高潮などの警報）、災害情報（地震・津波・竜巻に関する情報）及びそれ以外の防災に関するお知らせなど。

情報を受け取るためには事前の登録が必要で、パソコンや携帯電話のwebサイトから「宮崎市防災メール」を検索し、アクセスする。同画面下部の「空メールを送る」をクリックし、空メールを送信。すぐに返信されてくる登録用メールに従って手続きを行う。携帯電話からの場合は、右のQRコードからも登録できる。



■**特定建築物** 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する用途や規模要件に該当する建築物のうち、現行の耐震基準に適合しないもの。

重点目標3-4 生活の安全が守られているまち

個別目標
3-4-1 防犯意識や交通安全意識が高く、安心して暮らしている

個別目標を達成するための基本的な考え方

犯罪の傾向として、悪質化・低年齢化が進むとともに、子どもたちへの声かけ事案なども後を絶たない状況であるため、引き続き、地域で子どもたちを犯罪から守る体制づくりが求められています。

このため、地域における防犯意識の向上や、地域の防犯パトロール隊、青少年指導委員*等による防犯活動など、学校を含めた地域全体の防犯体制の強化に努めます。

また、基本的なルールを遵守しないことに起因する交通事故は依然として多く発生しています。特に、高齢者が関与した交通事故が増加しており、子どもが関与する事故も後を絶たない状況です。

今後、子どもや高齢者をはじめ、市民の誰もが犯罪の被害や事故に遭うことなく、安心して暮らしていけるように、歩道や交差点などの交通安全施設の整備などきめ細かな対策を講じるとともに、警察や関係機関と連携を図りながら、安全で住みよい、犯罪や事故のないまちづくりを目指します。

目標
3-4-1 成果指標

目標の達成度を測る指標	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 「学校安全ボランティア*」の人数	17,703人	25,000人	33,000人
成果指標2 自主防犯組織の設置数	114	125	130



▲地域安全パトロールの様子

目標

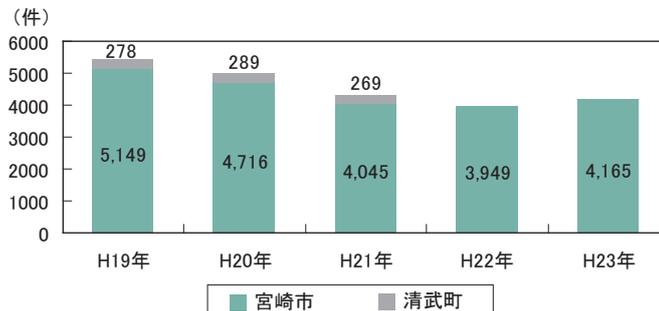
3-4-1 実現するための主要施策

<p>施策1</p> <p>子ども見守り・地域防犯活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆防犯団体や警察等と連携し、地域の防犯パトロール隊の結成促進と活動支援を図ります。 ◆青少年指導委員等と連携し、児童生徒の様子や地域治安の情報を収集するとともに、その情報を学校や地域、警察等と共有し、子ども達の防犯体制づくりを推進します。
<p>施策2</p> <p>交通安全対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関と連携し、交通安全キャンペーンなどを実施するとともに、街頭での交通指導や迷惑駐車防止の啓発などを行ない、交通安全を推進します。 ◆小中学校において、自転車安全教室の開催を支援するとともに、交通安全教育テキストを通じた指導の充実を図ります。

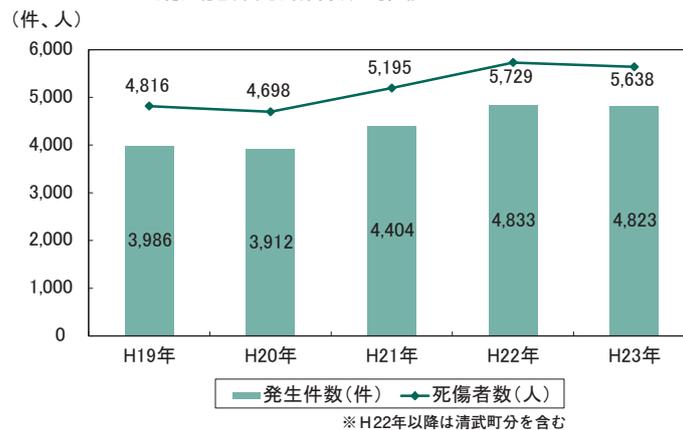
目標

3-4-1 市民としてできること

日頃から防犯意識を高めることで、地域ぐるみで犯罪が起こりにくい取り組みに努めます。また、交通安全意識を高め、交通ルールを守るよう努めます。



▲ 刑法犯罪認知件数の推移 資料：宮崎県警察本部



▲ 市内交通事故件数の推移 資料：生活安全課

用語解説

- **青少年指導委員** 宮崎市教育委員会が委嘱する非常勤の職員で、青少年指導委員に関する要綱に基づき街頭指導、青少年相談、環境浄化及び啓発活動などの青少年の健全育成を目的とした業務に従事する。
- **学校安全ボランティア** 児童生徒が犯罪や交通事故などに巻き込まれないよう、学校の周辺地域（通学路など）における見守り活動や巡回パトロールを行うボランティアの方々。

個別目標
3-4-2 日常生活の安全・衛生が確保されている

個別目標を達成するための基本的な考え方

近年、食品の産地や消費期限等の偽装表示や、生食用食肉に起因する集団食中毒の発生など、食の安全性を脅かす事態が数多く報告されています。また、高齢者・障がい者や社会経験の浅い若者などを狙った悪質商法、架空請求、振り込め詐欺や、インターネットを利用した犯罪など、消費生活に関するトラブルが増加しており、その手口も年々多様化しています。

本市では、これらの被害から市民を守り、安心して消費生活を送ることができるように、食品衛生・生活衛生における検査・監視を強化するとともに、情報発信や相談体制を充実させます。

また、市民が市営墓地を安心して使用できるように、安定的な墓地管理を行いながら、利便性の高い墓地サービスの提供に努めます。

さらに、高齢化や核家族化が進む中でペットを家族の一員として心の支えにするなど、動物に対する認識も大きく変化しています。これまでの捕獲・引取・処分という動物を管理する業務から、これからは譲渡・終生飼養・負傷動物の保護など動物愛護を念頭においた取り組みを進めます。

目標
3-4-2 成果指標

目標の達成度を測る指標		現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1	消費生活講座等の参加者数(累計)	13,791人	28,000人	35,000人
成果指標2	食品衛生講習会の参加者数	2,012人	2,200人	2,300人



▲消費生活等に係るイベントの様子



▲動物愛護に係るイベントの様子

目標

3-4-2 実現するための主要施策

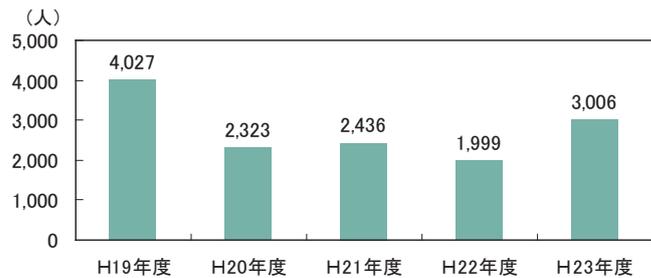
施策1 消費者教育の推進	◆学校や地域で出前講座を開催し、最新の悪質商法の手口や対策などについて、的確な情報提供を行い、悪質商法被害の未然防止に取り組みます。
施策2 迅速に対応できる相談体制の強化	◆消費者を対象としたトラブルに関する情報提供を進めるとともに、各関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に取り組みます。
施策3 衛生指導体制の強化と検査体制の確立	◆食品・生活衛生関係営業施設*の監視を効果的・効率的に実施するとともに、行政検査を充実させ、科学的データに基づく徹底した指導を行います。
施策4 墓地・火葬場の整備	◆市民が市営墓地を安心して使用できるよう、安定的な墓地管理を行うとともに、葬祭センターの円滑な運営を行います。
施策5 動物愛護環境の整備	◆動物への思いやりや適正飼養などの動物愛護の意識啓発を進めるとともに、動物と共に暮らすための環境づくりに取り組みます。

目標

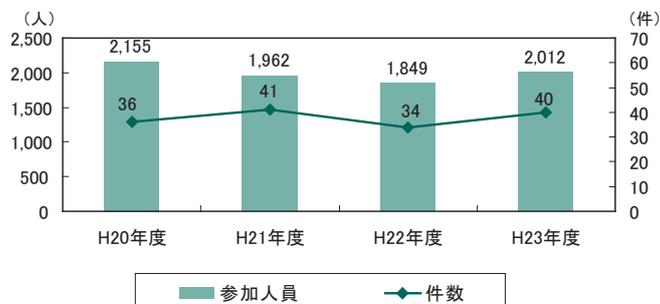
3-4-2 市民としてできること

消費生活における最新情報を入手し、悪質商法などの消費者トラブルから身を守る知識を身につけるよう心がけます。また、思いやりをもって動物の適正飼養に努めます。

消費生活出前講座の参加者数の推移▶



食品衛生講習会の参加者数の推移▶



用語解説

■生活衛生関係営業施設 市民の生活に密着するサービス業、飲食業、販売業などの16業種。
 理容店、美容店、興行場（映画館など）、クリーニング店、公衆浴場、ホテル・旅館、めん類店（そば・うどんなど）、氷雪販売業（氷屋など）、食肉販売店、その他の飲食店（食堂・レストランなど）、すし店、食鳥肉販売店、喫茶店、中華料理店、社交業（スナック、バーなど）、料理店（料亭など）